

2009.5.9.

Robert B. Brandom, *Articulating Reasons* 研究会

担当：大河内・担当範囲 p. 65-77

最後の節で全体の議論が整理されているので、先に：

XIII. 意味論から語用論へ

この章の最初の部分（I-VII か？）で以下の三つの考えを導入：

- ・ 概念内容の推論的理解 × 表象モデル
- ・ 「質料的に」善い推論という考え × 形式的妥当性モデル
- ・ 「表現的」合理性という考え × 道具的理性使用モデル

この章の第2の部分（VIII 以下か？）で

- ・ この考えを、1. 表現あるいは概念の適切な適用の環境 *circumstances* と 2. そのような適用の適切な帰結に関して、ダメットによって示唆された推論的役割の描写との関係で考察
- ・ このコンテキストで、論理の役割の表現的見方とその合理性に構成的な実践との関係を提示
- ・ 論理の研究に、ソクラテスによる哲学の開始以来、哲学の中心にあり続けてきた企図に対する直接的な意義を発見するという希望を抱く

VIII と IX これまで

circumstances と *consequences* 両方を考える必要がある。

circumstances だけを考える： *verificationists*, *assertibilists*, *reliabilists* (p. 64 以下)

consequences だけを考える *pragmatists of the classical sort* (p. 66)

p. 65

推論主義的考えを非推論的報告の理解に適用する（セラーズ）という議論の論点：光電池やオウムなどは、概念を把握することなく概念（赤い）の適用され

るべき状況 *circumstances* を識別する。

それはつまり：そのような適用の帰結を掌握しない *have no mastery*、「何かが赤い」ということから、それが「色を持っている」ということが帰結するということをいうことができない。

gleeb の確実な検出器を与えたとしても *gleeb* の概念の内容を伝えることにはならない

そのような場合私はどんな物が *gleeb* であるのかは知っているが、私がそれらの物をそう呼んだときにそれらの物について何を私が語っているのかを知らず、私がそれらについて何を見出し、私が何にコミットしたのかを知らない。

ダメットの二つの例：

述語が適用される条件をどんなに正確に説明しても、その意味の重要な直観的特徴を捉え損ねている

1. *truth* の概念の哲学的説明は、必ずしも *true* という述語の定義によって獲得されえない。この述語と他の観念との結びつき *connection* は曖昧なまま。

2. *valid*:

構文的性格付け=*valid* という述語のある論証への適用の基準を与えること (*circumstances*)

意味論的特徴付け=そのような適用の帰結 *consequences* を与えること

→しかしこうした見方は区別の要点をとらえ損ねている。

主張が *valid* であるという事実は、前提が受け入れられるならば帰結も受け入れられるということの根拠を提供する。

古典的なプラグマティスト：命題内容を、ある主張を認めることの帰結 *consequences* とだけ、同一視する：下流ばかり見て上流を見ない。

しかし

- ・ 「誰かがある行為に対して責任があるということ、その行為が非道徳的あるいは罪ある行為であるということ、意見が正しいものであるかあるいは趣味の悪いものであるということから何が帰結するのかを、それを理由にそこに含まれている主張を理解していると見なされることなしに、そうした主張をし、そうした概念を適用することがいつ適切なのかを知らなくても、知るこ

とができる」。→帰結だけではその概念を知っているとはいえない

- ・ 「無届け外出」と分類されることは、逮捕されるべきものとなるという帰結を持つが、その下でその帰責性 liability をその人が獲得することになるその状況もこの概念にとって本質的

X. 「派生」、プライアー、ベルナップ、保存性

ダメットの引用

- ・ 意味には様々なアスペクトがある (circumstances、consequences 含めて)
- ・ その結びつきを説明したい
- ・ 中心的なアスペクトとそこから派生するアスペクトを区別

これに二つの注意

1. ダメットの意味論的道具主義に従う必要はない。「意味の理論の仕事は意味が帰される表現の使用を説明することであるという原則は、意味を使用の一アスペクトと同一視することを要求するわけではない。」
2. 後期ヴィトゲンシュタインの考え：「表現の使用の全ての特徴が、我々がそれについて知っていることから、このように一様に引き出されること」を否定。こうした但し書きを心にとめながら、この派生の notion を追究することが、質料的推論に従って分節化された概念内容の観念 idea についての役立つパースペクティブを提供する。つまり、そのような推論や内容を表現し、明らかにする際の条件的陳述のような明示的な推論認可 licences の役割についての。

ダメット：導入規則と排除規則

- ・ 二種類の規則の間に関係に課するのが適切な特別な条件がある
- ・ 論理定項 logical constant を支配する導入規則：この定項がその主要な演算子である陳述の断言のための条件を与えること
- ・ 排除規則：そのような陳述の帰結 consequens を与えること
- ・ この両規則の調和への要求=「この定項をある言語に加えることがその言語の保存的拡張を作り出すという要求」

プライアー

定義：ある結合子 (tonk-Belnap)は(1)選言に適した導入規則を持ち、(2)連言に

適した排除規則を持つ

(1) 任意の q について p から $p \text{ tonk } q$ への移行を認可する(licenses)

(2) $p \text{ tonk } q$ から q への移行を認可する

→任意の推論を認可する runabout inferential ticket→ゲンツェン式の推論役割の定義の破綻（プライアー）

ベルナップ

「新しい規則は推論の元々の領域の推論的に保存的な拡張を与える」＝論理的語彙が導入されているときには、そのような定義は次のような条件に制約されなければならない。つまりその論理的語彙が導入される以前にすでに認可されて licensed いなかった、古い語彙だけを含む推論をこの規則は認可しない not license という条件。

→ゲンツェン式の定義と齟齬しない

このような制約が必要なのは、恐ろしい帰結を避けるためだけではなく、そうでなければ論理的語彙はその表現的機能を果たすことができないからもし保存的でなければ、新たな語彙の導入は新たな質料的推論を認可し、そうして古い語彙と結びついた内容を変えてしまう。

XI. 「Boche」と推論的コミットメントの解明

ダメットの問題: circumstances と consequences 間の「調和」の欠如→質料的内容を伴った内容に生じる

ベルナップの引用:

・例: 悪口 Boche

conditions: その人がドイツ人である

consequences: その人が野蛮で、他のヨーロッパ人よりも残虐な傾向を持つ。

→どちらもこの語の意味を変えることなしには切り離されえない。この語を拒否する人は、条件から帰結への移行を認めたくないから。

「以前には Boche という語を含んでいなかった言語にこの語を加えることは、非保存的拡張を作り出すことになるだろう。それはつまり、そこでは、この語を含んでいなかったある他の陳述が、以前には推定可能でなかった、この語を

含まない他の陳述から推定可能であるような拡張である」

- ①. Boche (ドイツ人) が存在することを拒否することはできない。2. Boche が存在することは認められない=Boche が野蛮であることは拒否できない。一方の主張で、もう一方の主張によってコミットしたものを撤回している →人はこの概念を採用することを拒否できるだけでありそれは、この概念がその人が支持しない推論を含んでいるから
- ②. オスカー・ワイルドの例『冒涇』は私の言葉ではない
- ③. Nigger, whore, faggot, lady, Communist, Republican : 「記述的」 circumstances を「価値評価的」 consequences と結びつけている。
しかし、「どんな概念や表現の使用もその根拠から、適用のその帰結 consequences への推論へのコミットメントを含んでいる」

先入観やプロパガンダによって劣化させられた思考に対する「理性」の戦い：
潜在的に問題のある、質料的な推論的コミットメントが主張として明示化されること、そうしたコミットメントを理性による挑戦 reasoned challenge を被りうるもの vulnerable としても、理性による防衛 reasoned defense を必要とするものとしても露呈させること

このプロセスの中で、明示化する役割をはたすもの：条件法のような形式的論理的語彙

- ・ さもなければ質料的概念の内容の中で implicit で unexamined なままにとどまっていた推論的コミットメントの定式化=explicit な主張
- ・ 論理的な語りは関連する根拠や帰結を表示し、その推論的關係を断言する assert のを可能にする
- ・ 反省的合理性、ソクラテス的方法

ダメットの間違い：

Boche という概念で間違っているのは、この語の追加がその言語の残り（の語）の非保存的拡張を表すということ

- ・ ここで非保存性は、「採用される他の概念の内容のなかで、すでに暗黙ではない質料的推論を暗黙裏に含むことで、この語が substantive な内容を持つこと」だけを示す。

→論理学の外部でこれは悪いことではない。科学：新奇な内容の導入→概念的発展 ex.温度の概念の導入

概念の導入と発展を評価する際に問われるに適切な問いは、

・含まれた embodied 推論がすでに支持されているものであるかどうかではなく

・推論が支持されるべきものであるかどうか

boche の問題：いったん我々が語にその意味を与える質料的な推論的コミットメントに明示的に直面するや、それが新たなもの novel であることがわかるということではなく、それが防御不可能で不適切であると見られ得るということ。我々はその認可を与えられないことができないコミットメントであるということ。

・我々は我々の概念が含む推論的コミットメントについて意識的でありたいと思ひ、それを明示化し、正当化することが可能であることを望んでいる。

・しかし、問題となっている概念を導入し、あるいは変える前に、我々がすでに暗黙のうちにそれらにコミットしているということを示すよりも他に、そのコミットメントを正当化する仕方がある。

XII. 調和と質料的推論

・調和を推論的保存性と同一視する場合でも、保存性の帰属は、背景となる一連の質料的推論的实践（＝問題となっている語彙によって保存的に拡張された実践）といつも関わっている。

・保存性が概念的 content の性質であるのは、他の content のコンテキストにおいてのみであり、概念的 content がそれ自身で持つものではない

・次のような論理的接合子のペアがあり得る：

そのいずれかがそれ自身で完全に正しい

その両方が一貫した体系のなかに含まれることはできない

・調和の独特の理念：次のような概念的 content の体系によって実現

- 概念のどの部分集合においても implicit な質料的推論は、残りの概念の保存的拡張を示していた。

- 残りの概念だけを含んでいる推論は、その残りの概念とのみ結びつけられた内容によってすでに認可されていない限り?、認可されていない。

Idealization（理想化?）：その概念の全てが明るみに出ている。以前には一度

も結合されたことのなかった前提から結論を引き出すことによってのみ明らかにされる

ソクラテス的反省（暗黙のコミットメントを明示化し、コミットメントの帰結と可能な正当化をを精査する）は内容、あるいはコミットメントを変えるよう誰かに促すことはないだろう。

コミットメントと資格付与 *entitlement* のこのような完全な透明性＝ソクラテス実践の理想

しかしヴィトゲンシュタインが教えているように、我々のシェーマがこのようなものであるということは想定されるべきではない。

これが、推論的保存主義が調和的概念の必然的な条件であるという示唆と袂を分かち理由である。

ダメット：脚注で *conservativeness* が一般に調和の十分条件として扱われうることを明示的に拒否→人格の同一性の問題における *circumstances* と *consequences* の調和

〔ダメットからの引用〕

問題：要求されている調和は、事実による強制にも自由に選択された意味の命令にも幸運な形で一致させられない。しかし事実の問題か理想の関係か、あるいは信念としてのコミットメントの表現か意味としてのコミットメントの表現か、という二者択一は「経験主義の二つのドグマ」の読者が網羅的なものとして扱おうとすべきであるようなものではない。

The notion of a completely factual issue: 或る概念の *applicability* は他の諸概念の適用によって直線的に解決される

他の諸概念がその元々の概念を含む主張の真理条件を規定する必要十分条件を特定する。

→ソクラテス的な批判に *immune* な理想的に透明な概念スキームを必要とするように思える。

(*jointly sufficient conditions* がすでに *individually necessary conditions* を含んでいる。

そうすると

真理条件としての内容について語る事が魅力的になる。

しかしここで推奨されるのは：

十分条件を明確な必要条件に関連づける実体的推論的コミットメントにフォーカスすること

しかしどちらか一方の二者択一でなく質料的推論的コミットメントは、質料的に信念的なコミットメントを含む実践のあらゆるパッケージに必然的な部分である。

非論理的概念の適用の環境 *circumstances* と帰結 *consequences* が示すべき調和がどんな種類のものであるかを問うことは、我々が支持すべき質料的推論がどんなものか、我々が採用すべき概念内容がどんなものかを問うことである。
→一般的、十把一絡げの答えはない。

質料的推論的コミットメントを確言的 *assertional* コミットメントに照らして整えること、あるいはその逆は×

適用の状況のその帰結への関係についてのこうした考察を、メタ言語（意味論？ *semantic theory*）において採用される概念の内容に適用

→概念の適用の状況と帰結が調和的である必要十分条件の特定化という形をとるような種類の理論を我々は期待すべきでない。

なぜならそれは、「調和」という概念の適用の状況と帰結がそれ自身では実体的な質料的推論的関係の中にあるのではないことを前提しているから

逆に意味論的あるいは推論的調和の理論は、前進していく解明過程という形をとらなければならない。

不調和な概念の発見と修理というソクラテス的方法

それだけが調和の概念に内容を与える

「調和化していくコミットメントのプロセス」

表現的合理性のセラーズの性格付け→様相的主張？？ *modal claims* に、以前には概念使用において *implicit* だったコミットメントを *explicit* にする推論認可 *licenses* の表現的役割が割り当てられる→このルール *authority over future practice* (ex. *common law*?)

質料的推論的コミットメントを明示化するという表現的仕事は、我々のコミットメントを調和させるという反省的に合理的なソクラテスの実践において本質的な役割を果たす

コミットメントが明示的になるということは、理由を与え、あるいは理由を求めるといふゲームにそのコミットメントが投げ入れられるということ、しかもその理由はその正当化が、他のコミットメントと資格付けに関して、問いを免れえないようなあるものとして

こうした実践の表現的適切さから、ここで目指されているようなコミットメントの推論的調和の理論はその信用性を引き出さなければならない。